

# 大阪府石油コンビナート等防災計画 (案)

令和3年 月改正

大阪府石油コンビナート等防災本部



## 用語の定義

この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 石 災 法 ——— 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- 2 施 行 令 ——— 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）をいう。
- 3 防 災 本 部 ——— 石災法第27条第1項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナート等防災本部をいう。
- 4 現 地 本 部 ——— 石災法第29条第1項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 5 防 災 計 画 ——— 石災法第31条第1項の規定に基づき作成された大阪府石油コンビナート等防災計画をいう。
- 6 特 別 防 災 区 域 ——— 石災法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 7 防 災 関 係 機 関 ——— 石災法第27条第3項第4号に定める大阪府、関係特定地方行政機関、関係地方行政機関、関係市町・関係一部事務組合、関係公共機関及び陸上自衛隊並びに府警察をいう。
- 8 関係地方行政機関 ——— 近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪航空局（大阪空港事務所、関西空港事務所）及び大阪管区气象台をいう。
- 9 特 定 事 業 所 ——— 石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。
- 10 そ の 他 事 業 所 ——— 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
- 11 特 定 事 業 者 ——— 石災法第2条第9号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。
- 12 そ の 他 事 業 者 ——— 特別防災区域内に所在する特定事業者以外の事業者をいう。
- 13 地 域 防 災 計 画 ——— 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第10号に定める計画をいう。
- 14 災 害 対 策 本 部 ——— 災害対策基本法第23条第1項に定める災害対策本部をいう。
- 15 災 害 ——— 石災法第2条第3号に定める災害をいう。
- 16 異 常 現 象 ——— 石災法第23条第1項に定める特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象をいう。
- 17 大容量泡放射システム ——— 施行令第13条第1項の大容量泡放水砲及び第3項の大容量泡放水砲用防災資機材等並びに第14条第5項の大容量泡放水砲用泡消火薬剤をいう。